平成２２年（フ）第１６２５号
福岡市博多区美野島１丁目22番19―502号
債務者　池永隆一郎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２６号
福岡市博多区美野島１丁目22番19―502号
債務者　池永　伸代
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３０号
福岡市博多区三筑２丁目10番３―103号
債務者　佐藤　和則
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５１号
福岡市中央区渡辺通５丁目９番４号
債務者　小林　秀彰
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００号
長崎県長崎市銀屋町７番１号　三山ビル501
債務者　吉丸　清一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
宮崎県延岡市卸本町７番15号
債務者　富山　仲市
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３５７号
岐阜市大福町７丁目20番地１コーポセブン102号
債務者　鞍田　智洋
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６５号
岐阜市芥見東山２番44号セビル１東山Ａ棟102号室
債務者　三輪ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７４号
岐阜県瑞穂市別府2070番地　別府メゾン301号
債務者　西原電子こと　西原日出雄
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
岐阜県本巣市政田2466番地ルミエール大西201号、前住所岐阜県本巣市文殊64番地349
債務者　河合　清夏
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７８号
岐阜市北島１丁目３番13―202号ヴィラ・フロンティア
債務者　中島　政明
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８６号
徳島県阿南市十八女町宮ノ前77番地
債務者　吉田　太一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４１号
徳島県阿南市見能林町下志んじやく20番地１グリーンハイツときわ501号室
債務者　稲葉　福美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第８４号
福岡県宮若市磯光1827番地110
債務者　田中　克典
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８５号
福岡県直方市大字頓野2355番地25
債務者　丸谷　太一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８６号
福岡県直方市大字頓野2355番地25
債務者　丸谷　軍次
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３３９号
大分市新川町２丁目４番41号
債務者　川口　和雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４９号
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＢ―202
債務者　石垣　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部